



3月議会で日本共産党議員団が行った質疑や見解等について報告します。

栗原バス停留所周辺の土地問題について

川添やすひろ議員は、旧栗原バス停の土地問題について質問。昨年7月3日の豪雨により、栗原バス停付近(三ノ宮2269-1)の土砂崩落が発生しました。(現在、バス停は移動し旧栗原バス停となっています) 栗原バス停発着所(Ⓐ)と土砂崩落場所(Ⓑ)の土地所有者は同じで、栗原バス停の発着所の土地

は長年、伊勢原市に使用貸借(無料で土地を貸していた)を行っていました。土砂崩落のあった法面から栗原バス停の法面は同じ筆で、栗原バス停の法面も崩れる危険があるのではと危機感を感じ、7

①土砂崩落土地の安全対策について

市は「安全対策については、土地の所有者が実施すべきものである」などと答弁。川添議員からは「1978年～1982年の市道81号線拡幅工事の際に、今回の土地崩落地の先に、法面保護のために伊勢原市が160cmほどのコンクリート擁壁(Ⓒ)を

②土地所有者が崩落の原因となっているのではないかと主張されている旧水路について

市からは「水路は過去から現在に至るまで、民地内に位置しており、地元住民の手により整備されたもの」「市が埋め

③使用貸借の解除に伴う土地の原状回復について

市からは「法面の安定性を最優先に考え、土留め擁壁等を残し、道路境界部分に新たに土留めブロックを設置し、新しい土留めブロックと既存擁壁間に土を盛り、バス停跡地を埋め立てるような形で、法面を新規に造成することを提案した」「現時点において、土地所有者からは、復旧方法に関して御理解いただけない状況」などと答弁がありました。

市民に寄り添い、土地の原状回復を

川添議員からは、市は土地所有者の意向も聞かず、「原状回復の義務がな

月8日に土地所有者は、市に対し、安全対策として、崩落法面の土留め工事を行ってほしい旨の申し入れを行いました。

また、崩落法面の下部には地域住民が作った旧水路があり、この旧水路にも崩落原因があるのではないかと主張されています。市道81号線の拡幅後、1988年に栗原バス停発着場のスペースが確保された後、法面上部に亀裂が生じたため、バス発着場の法面を削り、現在の強固な土留め擁壁を設置した経緯もあります。

今回、法面の安全措置が担保されないとの理

設置しており、本来、土地崩落場所も当時の安全対策として、コンクリート擁壁で法面保護をする必要があったのではないかとさらに質問。

合理的で納得のいく回答はなし

市からは「弁護士代理人として話し合い進めてい

戻すなどの措置を講じることは考えられないと判断している」等と答弁がありました。

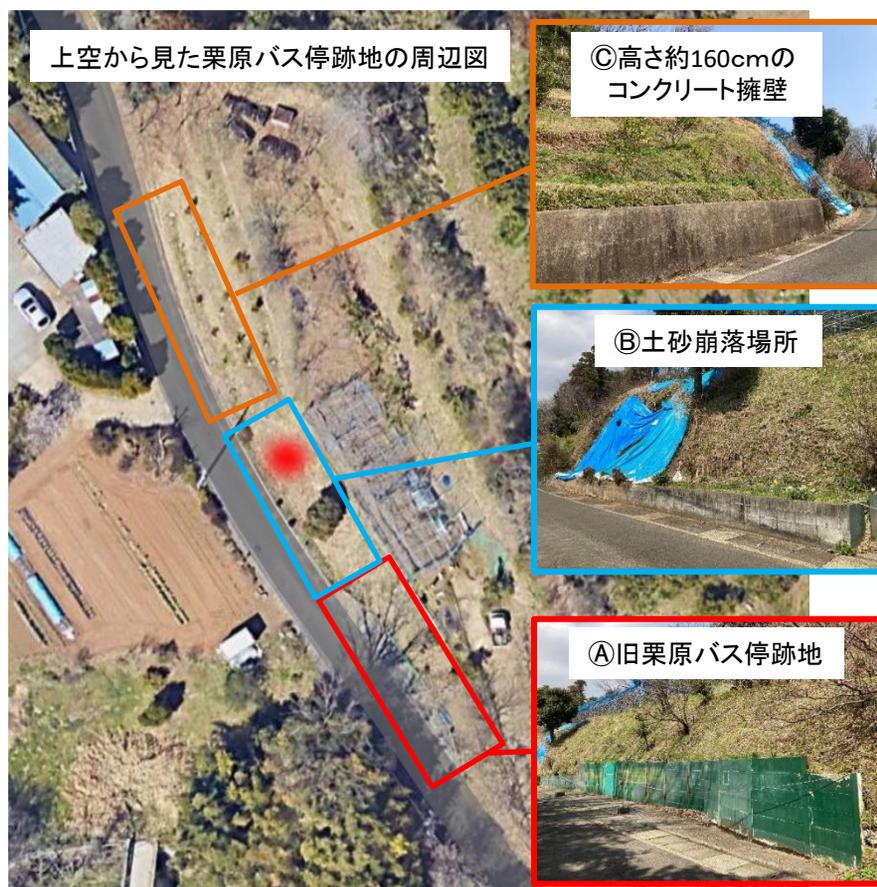
い」と断じており、行政としての倫理的、道義的に問題があるのではないかと追及。

市からは「現状の土留め擁壁を撤去すると安定性が著しく低下するため付合というルールを立てさせていただいた」「今後も真摯に話し合いを進めさせていただければと思う」などと答弁がありました。

まずは、原状回復の義務を認め、市民に寄り添った対応を求めます。

由で、市に対しバス停発着所の土地の使用貸借解除の通知があり、土地の原状回復をするよう申し出がなされています。以上の経過から、①土砂崩落土地の安全対策について、②土地所有者が崩落の原因となっているのではないかと主張されている旧水路について、④使用貸借の解除に伴う土地の原状回復について質問しました。

るため、市の責任についての答弁は差し控えさせていただく。代理人の弁護士とも相談する」などと答弁があり、納得のいく明瞭な答弁はありませんでした。



上空から見た栗原バス停跡地の周辺図

Ⓒ高さ約160cmのコンクリート擁壁

Ⓑ土砂崩落場所

Ⓐ旧栗原バス停跡地

3月議会の陳情について

■陳情第3号 市長に対し、5-11歳の新型コロナワクチン接種において市民が正しい判断ができるように多面的な情報を市民に提供できることを市民に提供することを、議会として求める陳情

■陳情第4号 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種の陳情

上記2件の陳情についての見解を報告します。中長期的なデータがないこと。オミクロン株等に対する有効なデータがないこと。厚労省からは、基礎疾患のある子どもへのワクチン接種は重症化を防ぐという目的の上で推奨されていますが、それ以外は推奨しておらず、さらにオミクロン株に対するエビデンスが確定的でないとの見解も出されていること。更に、日本小児科学会や日本小児科医会の提言内容等も踏まえ、市民がワクチン接種をするか否かの判断ができるよう、市としても情報提供をしっかりと行うべきなどと述べ、陳情第3号に賛成、第4号の完全中止を求める陳情に反対の意見を表明しました。



川添やすひろ議員

総括質疑



宮脇俊彦議員

宮脇議員が行った総括質疑の報告をします。2022年度予算はコロナウイルス感染症が収束しない中、気候危機打開への取り組みが全世界規模で求められるなど、世界的にも大きな変化が起こり、そうした対応も求められる予算審議となりました。

歳入額全体はかつてない規模で確保されており、市民の厳しい生活を支え、中小事業者の経営を支える予算編成になっているかが問われました。

市民の厳しい生活状況をどう認識しているのか

ガソリン代をはじめ、灯油代、食料品などが今年始めから値上げされています。一方、収入は年金が今年の4月から0.4%引き下げられ、給与の引き上げについても不透明です。

生活の厳しさは課税所得に表れている

伊勢原市の「課税所得金額一覧表」をみると、平均課税所得は1998年の平均421万円をピークに2021年は71万円低下し350万円になっています。さらに消費税の負担も市民に重くかかっています。平均課税所得300万円以下層の割合は78%を占め格差が拡大しています。

生活保護利用相談者は、2019年度までは年400人台だったものが、2020、2021年度は年間800人台と2倍に増加しています。こうした実態を示しながら「伊勢原市は市民のくらしの実態をどう認識

しているのか」と市長に問いました。

市長は「暮らしの状況は人様々、判断は難しいがこれまで増加してきた課税所得者の総数が減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響等により、市民の暮らしが厳しくなっていることは認識している」と答弁しました。市独自の支援策を図るとの答弁はありませんでした。

福祉充実の予算が少なすぎる新年度予算

新年度の目玉政策は、伊勢原駅北口再開発1億5900万円、伊勢原大山インター土地区画整理事業3億1000万円などで、大型開発に多額の予算をつけるものです。福祉施策充実の予算は、小児医療費助成制度の未就学児の所得制限撤廃、産婦健診助成制度の創設で、予算規模も低く、「本来、国が行うもの」「施策の充実を都市間競争にすべきではない」と市独自の福祉施策充実の背を向けています。

気候危機打開には程遠い目標

地球温暖化により、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつなど近年自然災害が増加しています。これを防止するための取り組みが地球的規模で求められています。COP26の合意では温室効果ガスの発生を2010年度対比、2030年度までに45%削減が求められています。しかし、伊勢原市の計画は、遅れている国の施策(2013年度対比45%削減)と同じ水準の計画に留まっています。

そこで、「目標の見直しが必要ではないか」とせまりましたが、回答は「見直しなし」でした。これでは、伊勢原市の取組みは世界から「化石賞」をもらった国と同様、立ち遅れたものになります。

目標の修正と学校や公民館など公共施設の屋上にソーラーパネルの設置などの施策の早期実施を求めました。

ジェンダー平等社会の実現に本気の取り組みを

次に、ジェンダー平等について新年度方針で触れられていないが、どう取り組むのかの質問をしました。市からは、「県下の自治体で『パートナーシップ制度』の導入が進んでいる。2022年度制度設計を行い、2023年度導入を目指している」との回答がありました。

女性幹部の登用についても「2021年4月時点で15.1%の登用となっている。2025年に22%目標に取り組みたい」との答弁がありました。

私たちも引き続き、ジェンダー平等社会の実現のために力を尽くしていきます。



東富岡の盛土問題とデジタル化による個人情報保護の問題

3月22日、宮脇俊彦議員が行った一般質問の内容を報告します。

東富岡611番地の盛土は条例に抵触しないか

昨年7月、全国的に豪雨があり、市内東富岡611番地の盛土付近が崩落しました。昨年9月・12月議会でこの問題を取り上げ質問しました。「盛土の量」について、9月議会では461㎡と答弁しましたが、12月議会では420㎡と修正。「なぜ修正したのか」と質問しましたが(盛土の量が500㎡以上になると条例で市の許可を得なければ工事を行えません)、市からは「9月議会答弁は業者報告に基づいた答弁であった」「12月議会の答弁は10月に事業者立ち合いで現地確認を行った数値である」と答弁がありました。これらの答弁を踏まえ、①工事が計画どおりでなかったのか。②終了後の検査が行われていなかったのか。③工事計画時の設計図との検証は行われたのか。再質問を行いました。

計画時の設計図と検証したのか 質問にまともに答えず

「市は計画段階で事業者から提出された正式な設計書に基づいて検証したのか」と再三質問。

市からは「事業者の報告に基づき議会で報告した。現地で事業者と確認し答えた」とまともに答えませんでした。

市長からは「鋼矢板を設置し、しっかりやっていると感している」と危機感のない答弁でした。

最後に宮脇議員から、盛土事業計画時の設計書

の提出を求めました(4月15日までに回答することになった)。

個人情報を守るの?

次に、昨年5月12日に国会で成立した「デジタル関連法」は、首相のもとに強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設し、国や地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用を強力に進めるものとなっています。

本来、情報通信などデジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなくてはなりません。地方自治体においても、地方自治体の発展や市民福祉増進のために、この技術を有効に活用していくことが求められます。

そこで、国の進めるデジタル化によって、「伊勢原市民の個人情報は守られるのか」、また「推進体制」についても質問しました。

しかし、市からは個人情報保護の具体策は示されませんでした。

2月末の神奈川新聞の記事では「個人情報流失2012年度以降で過去最悪」「2021年度上場企業とその子会社で起きた事故は前年比3割増の137件、調査を開始した2012年以降で過去最悪。ウイルス感染・不正アクセスによる流失が5割を占めた」と報道されていることを示し個人情報漏洩の危険性を指摘しましたが、市は認識を変えませんでした。

デジタル技術は完成したものでなく日々進化しています。「個人情報に関わるものは外部と接続すれ

ば情報漏洩につながる危険があるから外部接続しない」として導入された現在の制度を放棄しては、個人情報漏洩の危険が増すばかりです。

外部企業から人材登用は

国は自治体のデジタル化推進のため「外部企業から詳しい人材の登用」を推奨しています。そこで「伊勢原市では外部人材の登用計画はないのか」「登用する場合、市職員として採用するのか」「公務員規定に従うのか」と質問しました(公務員には守秘義務が規定されている)。

市からは、「外部人材の登用予定は現在ない」「もし非常勤職員として登用すれば公務員規定は適用されない。要綱で情報漏洩防止を規定する必要がある」と答弁がありました。

情報漏洩が頻発してる中で、今後、外部企業から守秘義務のない人材を要職として登用をすれば、個人情報漏洩が増す危険があります。情報漏洩防止策を求めるとともに、引き続き外部人材登用の問題も取り上げていきます。

何でも無料生活相談を実施中

※毎月1回、弁護士による法律相談も実施

5月27日16時～18時(事前予約制)

お気軽に下記事務所または、川添・宮脇議員
にお問い合わせください☎